

産業廃棄物税制度の概要

1 目的

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税金を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

2 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

3 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

4 税率

1,000円/トン

5 徴収方法

- 排出事業者又は中間処理事業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収(※)とする。

※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

- 排出事業者又は中間処理事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合(自社最終処分)は、申告納付の方法による。

6 課税の特例

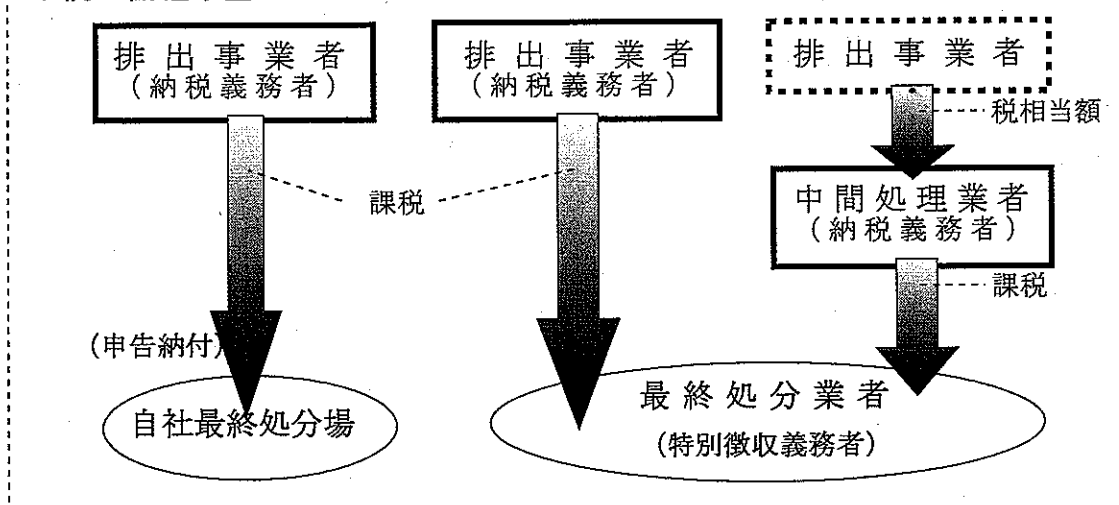
- 自社最終処分の場合は、その重量の1/2を課税標準とする。
- 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万tを超える場合は、その超えた部分の1/2を課税標準とする。

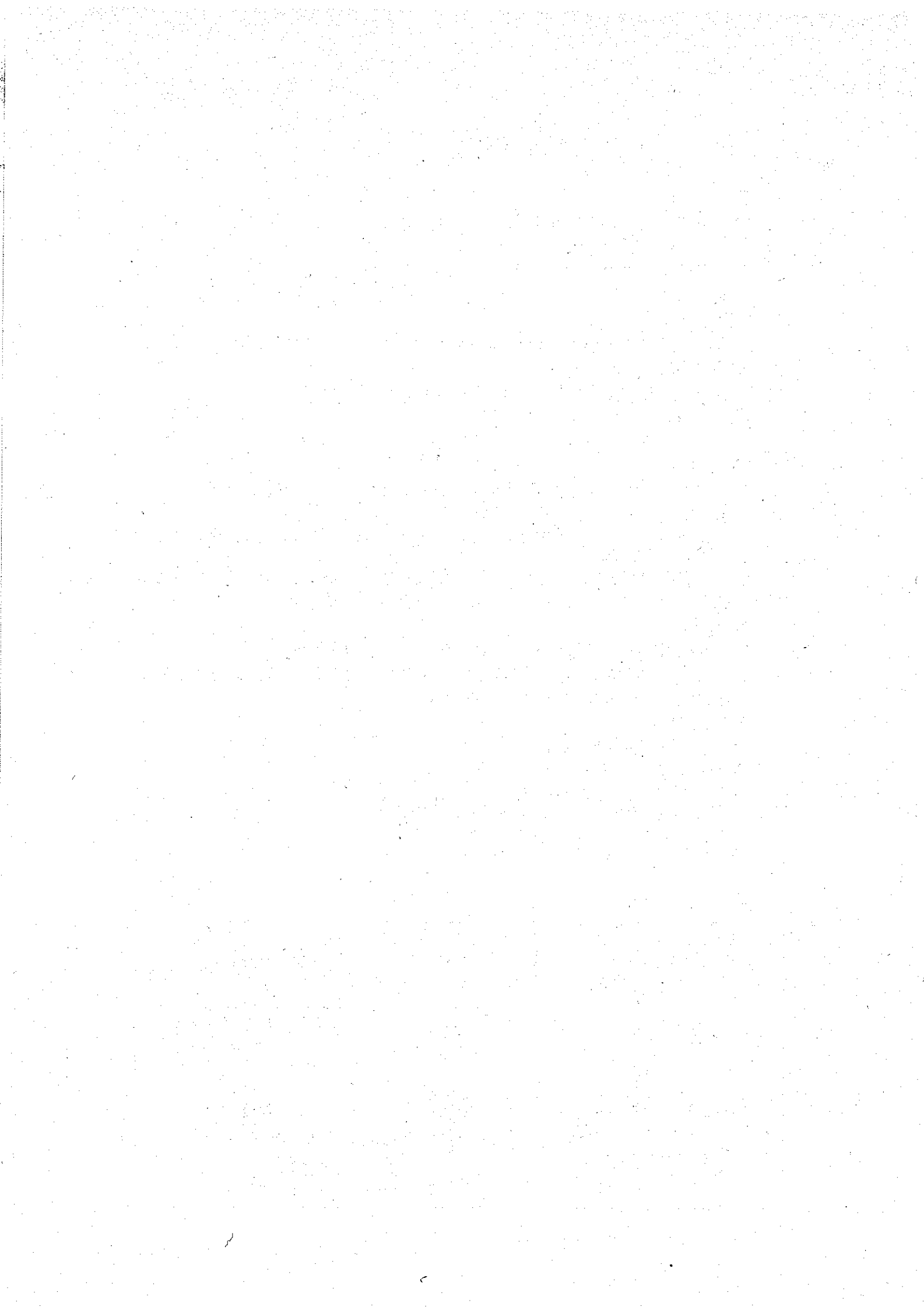
7 その他

- 下水道汚泥は課税対象
- 併せ産廃(※)は課税対象としない。

※ 併せ産廃とは、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物処分場で併せて処理される産業廃棄物をいう。

◆税の仕組み図◆





参考資料 No.2

他道府県における産業廃棄物税の概要

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	期間延長のみ
		産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	期間延長のみ
平成15年4月1日	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道等から生じた汚泥、 その他燃えがら等は非課税	非課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年1月1日	岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年1月1日	秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置 する最終処分場への指定副産物 の搬入は250円/t	課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	滋賀県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	奈良県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	山口県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	京都府	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	島根県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入※1,000	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		
平成16年4月1日	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		
平成16年4月1日	宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別 徴収方式	最終処分場への 搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利 用・熱回収)が行われている施設 への搬入等は免税		

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無							
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 年間搬入量1万トン超は税率軽減 									
								鹿児島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税 			
														長崎県
平成18年4月1日	熊本県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 指定副産物(石灰灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免。 自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免。 	課税(軽減あり)								
								福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2 	課税(軽減あり)	
平成18年10月1日	北海道	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	<ul style="list-style-type: none"> 自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除。 上記に該当し、かつ指定副産物(石灰灰に限る)の公有水面埋立区域内への搬入は重量の1/2を控除 	課税(軽減あり)								
								山形県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	課税		
														愛媛県

(注)税額の※は減免等があるもの

福島県環境審議会答申の概要

◆ 件名

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について

◆ 答申年月日

平成16年11月8日

◆ 答申の概要

1 産業廃棄物税制度の導入について

◇ 本県でも産業廃棄物税制度を導入すべきである。

2 制度の目的について

- ◇ 産業廃棄物の排出に対し経済的負担を課すことで、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与える。
- ◇ 税収を産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とすることにより、さらに産業廃棄物の発生量や最終処分量を減少させ、適正な処理の促進に資する。

3 納税義務者及び課税対象について

◇ 納税義務者を排出事業者及び中間処理業者とし、課税対象を最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする「最終処分業者特別徴収方式」が適当である。

4 税率について

◇ できるだけ高くすればそれだけ減量化の動機付けが働く反面、企業活動への影響が大きくなることや、既導入県とのバランスなどについても考慮し、本県でも最終処分場への搬入量1トン当たり1,000円とすることが妥当である。

5 自社処分場への搬入に対する課税について

- ・ 課税すべきという意見
- ・ 課税すべきではないという意見
- ・ 何らかの配慮が必要であるという意見

があり、これらを総合的に勘案すると、産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルを推進し、循環型社会を形成するという本税の目的からは、自社処分を行う事業者に対しても課税すべきではあるが、自社で処分場を建設し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮して、軽減措置を講ずることを検討すべきである。

6 税の適正な負担について

- ◇ 制度の周知徹底や、不法投棄の監視体制の強化、排出量や処分量の適正な把握により、産業廃棄物の適正な処理を確保し、関係する事業者が適正に税を負担することとすべきである。
- ◇ 中間処理業者から排出事業者へ税相当額の適正な転嫁が行われるよう、説明会や広報誌などを利用しての周知活動を行うなどの対策が必要である。

7 事業者の事務負担に対する配慮について

- ◇ 帳簿の記帳義務や保管義務は、廃棄物処理法などの既存の事務の範囲内で代用できるようにすべきである。
- ◇ 特別徴収義務者に対しては、その事務負担に対して経済的負担の軽減を図ることも考慮すべきである。

8 税の使途について

次のような事業の財源とすべきであり、具体的な使途の検討に当たっては、税負担者の応益性にも十分配慮する必要がある。

- ◇ 産業廃棄物排出量の抑制
 - ・ 排出量の削減への技術的・経済的支援
- ◇ リサイクル(物質循環)の推進
 - ・ リサイクル技術の導入支援
 - ・ 環境産業の育成
 - ・ 企業間の情報交換ネットワークの構築
- ◇ 産業廃棄物処理施設の整備促進
 - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援
 - ・ 処分場への不安感の払拭
 - ・ 処分場の周辺環境整備
- ◇ 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
 - ・ 環境教育、学習の振興
- ◇ 不法投棄の未然防止
 - ・ 不法投棄防止対策の強化
 - ・ 優良な処理業者の育成
 - ・ 事業者に対する啓発活動の実施

※ 基金を設けるなどにより会計処理の透明性を確保することが必要である。

9 その他

- ◇ 税制度の構築に当たっては、福島県地方税制等検討会の報告も踏まえる必要がある。
- ◇ 税導入後の一定期間に必要な見直しを行うべきである。